

野田関宿カヌークラブ規約

(名称及び所在地)

第1条 本会の名称は野田関宿カヌークラブ（以下「本会」という。）と称し事務所を商工会に置くものとする。

(目的)

第2条 本会は、水に親しみ水の必要性と重要性を理解し、会員相互の連絡、連携、親睦を図り、もって、地域振興の一翼を担うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、事業を行う。

- (1) リバーツーリングの開催
- (2) カヌースクールの開催
- (3) その他、目的達成のため必要な事業

(会員の資格)

第4条 本会の会員資格を有する者は、第2条の目的に賛同する個人とし、年齢、性別は問わない。但し、18才未満の入会については保護者の同意を得るものとする。

(入会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより、入会することができる。

(会費)

第6条 会員は、毎会計年度、所定の納期までに会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の金額並びにその払込みの方法は、総会の議決を経て別に定める。

(役員及び任期)

第7条 本会に次の役員をおき任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充で役員になった者の任期は 前任者の残任期間とする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 10名程度
- (4) 監事 2名

2 役員は、本会の会員でなければならない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本会を代表し運営する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代理する。
- (3) 理事は、会務を掌理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第9条 本会の役員は、総会において選出し、又は解任する。

(顧問等)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 相談役 若干名

(会議)

第11条 会の会議は、総会と理事会及びクラブ会議とする。

2 通常総会は、毎年1回、臨時総会は必要に応じ開催するものとし、理事長が召集する。

(総会の議決事項)

第12条 会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画の決定
- (3) 収支予算の決定
- (4) 事業報告の承認
- (5) 収支決算の承認
- (6) その他必要な事項

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長、理事の全員をもって構成する。
- 3 理事長は、クラブの運営に関し、必要と認めるときは、理事会を召集し議長となる。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理する。

(理事会の議決事項)

第14条 理事会において、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) その他本会の業務の執行に関し重要な事項

2 第12条第2項の規定は本条について準用する。

(クラブ会議)

第15条 本会に事業の円滑な進行を図るためにクラブ会議を置く。

2 クラブ会議は本会の会員によって構成し、部長を置くことができる。

部長は、クラブの運営に関し、必要と認めるときは、理事長の承認を得てクラブ会議を招集し、議長となる。

3 部長は、必要に応じて副部長を指名することができる。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理する。

(経費)

第16条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(退会)

第18条 本会を退会しようとする会員は、事前に文書をもって理事長あて退会の申し出を行うものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について、必要な事項は理事会の合意を得て理事長が定める。

附則

この規約は、平成7年4月17日から施行する。

附則

この規約の一部改正は、平成8年4月 日 から施行する。

附則

この規約の一部改正は、平成16年3月28日から施行する。